

# 平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 18 年 6 月 6 日第 4 回にかほ市議会定例会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之  
議事調査係長 佐藤 正之 主査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	教育長	三浦 博
企業管理者	佐々木 勝利	総務部長	須田 正彦
市民部長	池田 史郎	健康福祉部長	笹森 和雄
産業部長	岩井 敏一	建設部長	金子 則之
教育次長	小柳 伸光	ガス水道局長	須田 登美雄
消防長	高橋 誠	総務部総務課長	齋藤 隆一
財政課長	佐藤 好文	税務課長	森 鉄也
収入役室長	齋藤 乃里子	市民課長	木内 利雄
すくすく子育て支援課長	須藤 金悦	農漁村整備課長	伊藤 賢二
観光課長	長谷山 良	農業委員会事務局長	斎藤 利秀
建設課長	佐藤 家一	管理課長	長谷川 勲

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成18年6月6日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 繰越明許費の報告について
- 第5 議案第86号 助役の選任について
- 第6 議案第87号 監査委員の選任について
- 第7 議案第88号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第8 議案第89号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第90号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第91号 にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第92号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第12 議案第93号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第94号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第95号 市道路線の認定について
- 第15 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて
- 第16 議案第97号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)

第17 議案第98号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第18 議提第 5号 にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

第19 議提第 6号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、1 番飯尾善紀議員、2 番佐々木正勝議員を指名いたします。

日程第 2、会期決定の件を議題にいたします。議会運営委員長の報告を求めます。3 番市川雄次議員。

【議会運営委員長（3 番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、平成 18 年度第 4 回にかほ市議会定例会の招集の告示を受けた 5 月 30 日に開かれた議会運営委員会の報告をいたします。

同委員会で総務部長の出席を求め、議案の説明を受けております。そこで会期日程、議案・陳情の付託等について協議しました。会期日程、議案付託一覧表は配付のとおりです。会期は 6 月 6 日から 16 日までの 11 日間として提案しております。そのうち、一般質問の日程を 2 日間と設定し、議案・陳情の件数は、考慮の結果、委員会を 13 日の議案質疑終了後から、14 日、15 日といたしております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

— 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 6 月 8 日と 9 日、本会議で一般質問ということで 2 日になっているわけですが、一般質問の時間は 1 時間になっています、答弁を含めて。今回は 13 人の一般質問の通告がされていますが、その点について議会運営委員会でどういう話がされているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 委員長。

議会運営委員長（市川雄次君） 一般質問の日程について、確かに 13 人ということになりますと、2 日間では時間的には不可能です。しかしながら、私もその部分についても審議をしまして、まず、こちらの大体想定といたしましては、初日を 7 人実施し、2 日目を 6 人として 13 人で 2 日とい

う形をとりました。

これに関しましては、やはり時間的には1時間の13人となると、時間内には2日間でおさまらないはずですが、この場合、会議時間の延長をしてでも2日で終了させたい、しなければならぬのではないかという意見に基づいて、このような結果になっております。

その理由としましては、委員の中からの発言にもありましたけれども、会期をなるべくやはり短目に効率的に実施させたいと、そのことによって付託された議案をなるべく早目に決することによって、それを行政に反映させることで、市民の福祉の向上につながるのではないかという一般論、あるいは原則に基づいて、なるべく早目に会期を終わらせたいということの流れの中で、このような話し合いの結果になっております。

議長（竹内睦夫君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月16日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの6月定例議会、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、市政報告をいたします。

最近の市政について報告いたします。

初めに、山形県庄内町の有限会社最上川ファームによる、養豚事業進出計画については、慎重に検討を重ねてきたところでありますが、4月17日に、同社より、今回の進出計画を断念するとの通知が文書であり、計画は白紙となりました。

次に、圧雪車の盗難被害について報告いたします。象潟スキー場に、ゲレンデ整備用の圧雪車が2台配備され、スキー場の格納庫に保管されておりますが、5月28日に格納庫をあけたところ、2台のうち昭和59年購入の小型圧雪車がなくなっており、直ちににかほ警察署に通報し、盗難の被害届を提出いたしました。裏の窓ガラスが割られており、そこから侵入し、運び出したものと思われます。現在、警察による捜査が行われております。

合併後、5年間 ― 平成17年から21年までの行財政改革の指針となる、「にかほ市行財政改革大綱」及び「にかほ市集中改革プラン」を策定し、公表いたしました。大綱では、行政のスリム化・効率化、合併効果を生かした財政の合理化、住民参加のまちづくりの3点を改革の柱に据え、可能な限り数値化した目標を掲げ、取り組みの指針を示したところであります。人員及び事務事業の整備・統合などによって、21年までの5ヵ年で9億7,600万円の財政的な経費節減を目指しております。

17年度一般会計の決算見込みであります。歳入が82億400万円、歳出が78億8,000万円で、おおよそ3億2,400万円ほどの黒字決算となる見込みでございます。

次世代育成対策支援対策促進法に基づく、特定事業主行動計画（にかほ市職員子育てサポートプラン）を策定いたしました。この計画は、にかほ市職員が子育てと仕事の両立を図り、気兼ねなく子育てをすることができる環境をつくることを目的としています。22年までの5ヵ年計画の行動計画ですが、3年をめでに計画の見直しを行うことにしております。

地震などの大規模災害に対して、広域的な連携を図ることを目的に、県内13市の間で、災害時における総合援助に関する協定を締結いたしました。主な相互援助活動としては、食料品・医療品・生活必需品などの提供、救援・救護のための車両の提供、被災者に対する収容場所の提供、救護・復旧に必要な職員の派遣などとなっています。災害はいつやってくるかわかりません。日ごろからの備えを万全にし、災害が発生した場合、いつでも対応できる体制の整備と強化を図ってまいります。

国では、地球温暖化防止の一環として、夏はノーネクタイ・ノー上着で仕事をするクール・ビズの普及を図っています。にかほ市役所内でも、6月から9月までの期間、軽装での執務を実施します。もちろん、派手な服装や相手に不快感を与えるような服装を避けることは当然のことです。省エネルギーにつながるように、軽装 — クール・ビズを定着させたいと考えております。

にかほ市総合発展計画と国土利用計画の策定についてであります。3月28日に、公募委員9名、市推薦委員5名による住民検討委員会が発足しました。4月28日には、係長・補佐級職員44名による庁内検討委員会も発足し、それぞれ検討作業が進められております。また、計画に、より広く市民の声を反映させるため、5月下旬には、市民1,000人を無作為抽出し、アンケート調査を実施いたしました。にかほ市総合発展計画は12月、国土利用計画は19年3月の策定を目指しております。

国際交流ですが、4月10日から12日まで、アメリカのアナコーテス市から、高校生8名、引率教員4名が本市を訪れました。一行は、ホームステイを楽しみながら、TDK歴史館や白瀬南極探検隊記念館などの視察、仁賀保高校生による歓迎集会や茶道部のもてなしなどを通じて交流を深めました。

18年度の課税状況について申し上げます。固定資産税の調定額は、15億8,900万円で、旧3町の17年9月末現在の調定額の合計に比較し、5%、約8,300万円の減となっております。個人市民税については、調定額が確定している特別徴収分のみ申し上げますが、5億7,100万円で、旧3町の17年度9月末現在の調定額の合計に比較し、10%、約5,200万円の増となっています。

なお、個人市民税の普通徴収分が確定するのは6月中旬ころになります。

滞納整理については、出納閉鎖に向けて、税務課及び各サービスセンターの職員による訪問徴収や電話による催告など、集中的な徴収対策を行ってきたところですが、17年度の未納額は、市税が1億4,800万円、国民健康保険税が1億8,500万円、合計で3億3,300万円となっております。

地方税法の改正に伴う市税条例の一部改正については、4月1日から施行された部分は、3月31日に専決処分し、さきの臨時市議会で報告し、承認をいただいたところでございますが、7月1日

以降に施行される部分についての条例改正案を今定例会に提案しておりますので、よろしくお願ひします。

旧町ごとに不均一課税を行っている国民健康保険税についてであります。介護相当分については、合併協定で18年度から税率を統一することになっております。決算状況などを勘案し、象潟地区の税率に統一することについて、国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところです。

また、医療相当分については、金浦地区において、被保険者の増加や医療費の大幅な増加により、現行の税率による保険税収入では、国保事業の財政運営が困難な状況となっております。逼迫した国保財政を立て直し、健全な財政運営を図るためには、医療分の税率についても引き上げざるを得ないことから、金浦地区の市民を対象に5会場で説明会を開催し、御理解をお願いしたところです。16年度の大幅な税率引き上げによって、繰越金が増加している象潟地区の税率引き下げとあわせ、今定例会に国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくお願ひします。

4月1日現在のかほ市の高齢化率は26.6%で、4人に1人強が65歳以上という高齢化社会となっております。全高齢者7,809人のうち、介護保険認定者は1,132人で、うち施設サービス利用者が266人、在宅サービス利用者が650人となっております。一般高齢者へのサービスでは、ほかほか入浴事業の利用者が、4月30日現在で605人、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業の利用者が223人となっております。

また、100歳の長寿祝い金の対象者は7人で、4月11日に1名の方にお祝い金を差し上げたところです。

仁賀保地域の敬老式を6月28日水曜日と29日木曜日に行います。6月28日は、院内・小出・釜ヶ台地区が対象で、ホテルエクセルキクスイで行います。29日には、平沢地区で、まるご旅館いちゑで行います。敬老式の対象者は、75歳以上で、男性477名、女性916名、計1,393名となっております。金浦地域、象潟地域の敬老式は9月下旬に実施する予定です。

また、金婚式は全地域を対象に、10月に実施する予定となっております。

国体リハーサル大会の東北高等学校空手道選手権大会が、6月23日から25日までの3日間、象潟体育館で開催されます。この大会には、東北地区の高校生約400人が参加し、それぞれの種目ごとに熱戦が繰り広げられます。市民の皆さんには、これを機会に空手道競技の楽しさを知っていただくとともに、声援で大会を盛り上げていただくよう、御協力をお願いします。

スポーツやレクリエーションを通じて、市民総健康づくりを推進するために、4月からスポーツ振興課を新設いたしました。市民の皆さんがスポーツに親しむ機会をふやすために、体育館やB&G海洋センターなどの社会体育施設を中心に、生涯スポーツを推進するための事業を展開しております。

4月8日には、旧3町の体育協会が統合し、にかほ市体育協会が設立されました。本市のスポーツ振興のために、大きな役割を担っていただくことを期待しております。

5月27日の夜から28日の朝にかけて南東の風が吹き荒れ、パイプハウス18棟が被害を受けました。仁賀保地域が全壊2棟、一部損壊13棟、金浦地域が一部損壊3棟で、被害額は135万9,000円となっております。全棟が農業共済に加入しており、8割相当額の共済金が支給される見込みで

す。

さきの議会全員協議会で説明した、ゆり海岸林再生プロジェクトに対するTDK株式会社からの寄附金については、昨日（6月5日）、岩崎常務が来庁され、8,000万円の目録をいただきました。今後、具体的な計画を策定するとともに、枯れ松の処理や地ごしらえ、そして植樹などを、プロジェクトの趣旨に沿うように、事業を実施してまいります。

5月4日、象潟町横岡地区で、ツキノワグマによる人身事故が発生しました。直ちに、防災無線などで注意を呼びかけ、猟友会員による警戒活動などを行っております。また、その後も中島台や釜ヶ台地区などで目撃情報が相次いだことから、5月17日から6月15日までの期間、銃器とわなによる有害鳥獣駆除を実施いたしております。

奈曽川、川袋川、象潟川では、毎年サケの稚魚を放流しておりますが、4月10日と14日には、象潟地区の3つの小学校の児童が、体験学習として15万匹の稚魚を放流しました。また、秋田県漁協南部総括支所では、アワビの種苗54万9,200個、ハタハタの稚魚20万匹を放流し、育てる漁業の振興に努めております。

環境省が選定した全国「快水浴場百選」に、象潟海水浴場が認定され、5月24日に認定書交付式が行われました。海水浴客の増加と、それに伴う観光交流人口の増加に寄与することを期待しております。

5月24日に、旧3町観光協会の合併調印式が行われ、6月2日の設立総会で社団法人にかほ市観光協会が新たに誕生いたしました。にかほ市の観光にとって大きな前進であり、協会の事業展開に大きな期待をしております。

5月12日に、株式会社金浦観光開発公社の定時株主総会が開催され、第13期（17年度）の決算が承認されております。事業収入が前年度対比で5.4%減少していますが、経常経費等の節減を図り、288万円の黒字決算となっております。

新取締役は、仁賀保地区から3名、金浦地区から3名、象潟地区から2名の計8名が選任され、同日に開催された取締役会において、にかほ市長（私）が代表取締役に再任され、就任いたしました。

象潟ねむの丘の17年度決算は、125万ほどの純利益を計上できる見込みとなっております。景気不況の影響もあり、入館者数が前年度対比で2.7%の減、入浴者は7.4%の減となっておりますが、今後の経営戦略として、売り場の増設、特産品の販売促進、誘客セールスなどを多角的に展開し、経常経費の節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。

なお、象潟ねむの丘、にかほ市温泉保養センターはまなす、両施設の指定管理者を指定する議案を、今定例会に提案しておりますので、よろしく申し上げます。

ゴールデンウィーク中の観光客の入り込み状況は、天候には恵まれたものの、曜日のめぐり合わせが悪かったこともあり、主な観光スポットでは、前年対比7%減の11万7,000人となっております。

市内小規模事業者の受注機会確保のため、小規模修繕契約希望者登録制度の登録者を募集したところ、9業種、14人の応募がありました。市が発注する事業への活用を図ってまいります。

象潟中学校建替事業の体育館及び給食共同調理場については、昨日（6月5日）、入札を行いました。議会の議決を必要とする体育館の工事請負契約の締結については、今定例会に追加提案させていただきますので、よろしくお祈いします。

また、18年、19年度で建設を予定している、校舎、武道場については、内示を待っているところであります。

文化施設建設事業であります。4月10日に関係各課の職員9名による文化施設建設庁内プロジェクトチームを発足させました。今後は、市民による文化施設建設検討委員会（仮称）を早期に立ち上げ、多くの意見を集約しながら、文化情報活動や生涯学習の拠点として、具体的な施設整備の検討を進めてまいります。

6月3日に、第1回東北水防技術競技大会が福島県郡山市で開催され、秋田県代表として、にかほ市消防団第7分団第3部1班（百目木）を主としたチームが出場し、最優秀賞受賞という最高位の成績をおさめてまいりました。健闘に心から拍手を贈りたいと思ひます。

フェアイト子ども科学館は、5月6日に、平成10年オープン以来、入館者40万人を達成いたしました。ファンタジーシアターをリニューアルするなど、入館者に常に新しいものを提供してきたことが、入館者の増加につながったものと考えます。

終わりに、ガス熱量変更事業については、15年度から準備作業を進めてきましたが、9月から新ガスへの切りかえ作業が始まります。仁賀保地区が9月11日から10月4日まで、金浦地区が10月9日から10月20日まで、象潟地区が10月23日から11月23日まで、順次切りかえ作業を行ってまいります。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告は終わりました。

日程第4、報告第1号繰越明許費の報告について1件及び日程第5、議案第86号助役の選任についてから、日程第17、議案第98号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの13件、計14件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、提出してあります議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第1号繰越明許費の報告についてでございます。平成17年度にかほ市一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいた寒沢川橋梁架替工事ほか5件及び平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算で繰越明許費の議決をいただきました公共下水道事業について、議決をいただいたとおりの繰越計算書となりましたので、御報告いたします。

議案第86号助役の選任についてでございます。にかほ市の助役に横山昭氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、履歴を添付してありますので、よろしくお祈いいたします。

議案第87号監査委員の選任についてでございます。にかほ市の監査委員に飯尾善紀氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。同じように履歴を添付してありますので、よ

るしくお願いいたします。

議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認についてでございます。平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計の歳入歳出差し引き額が 2,562 万 8,092 円の歳入不足となったため、地方自治法の規定に基づき、繰り上げ充用を用い、専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,652 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 7,503 万 2,000 円と定めるものでございます。

次に、議案第 89 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成 18 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正する必要性があり、これらの改正のうち、平成 18 年 7 月 1 日以降の施行分について改正を行うものでございます。

議案第 90 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成 18 年 3 月 31 日に、また、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が平成 18 年 3 月 10 日に公布されたことに伴うこと及び国民健康保険事業の適正な財政運営を行うための税率改正が必要なため、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第 91 号にかほ市児童会館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。にかほ市児童会館のうち、大竹児童館、前川児童館及び若葉児童館を廃止するための条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 92 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。市町村合併により、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に、同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 93 号にかほ市の公の施設の指定管理者の指定についてでございます。にかほ市の公の施設の指定管理者の指定について、象潟ねむの丘については、財団法人にかほ市開発公社に、にかほ市温泉保養センターはまなすについては、株式会社金浦観光開発公社をそれぞれ指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第 94 号市道路線の廃止についてでございます。道路改良に伴い、従来路線を廃止するものです。

議案第 95 号市道路線の認定についてでございます。道路改良による新旧市道及び県道バイパス完成による旧県道、さらには都市計画法による帰属に係る寄附受け入れ路線をそれぞれ市道として認定するものでございます。

議案第 96 号損害賠償の額を定めることについてでございます。平成 18 年 1 月 24 日、にかほ市象潟町武道島地内の交差点において、公用車の安全確認が不十分で、にかほ市金浦字十二林の新井勝政さんの自動車と衝突し、車両を破損させたことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

日ごろ、職員に対しては、事故を起こさない、事故に遭わないということを知徹底しているところでございますが、さらに交通安全に対して心を引き締めて取り組むよう指導してまいりたいと

考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第 97 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,528 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 8,020 万 6,000 円と定めたものでございます。

歳入の主なものとしては、児童手当法の一部改正により、国、県、市町村の負担割合が見直しされたこと、支給対象がこれまでの第 3 学年終了前から小学校終了前に拡充されたことなどにより、国庫補助金が 3,062 万 5,000 円の減、また、県負担金は 2,682 万 8,000 円の増額となったものでございます。また、TDK 株式会社より、本市海岸線など緑の再生のために 8,000 万円の寄附をいただいております、一般寄附金として計上しております。

歳出の主なものとしては、TDK 株式会社からの寄附金を財政調整基金に計上し、また、土地開発基金から土地の買い取りをするため、公有財産購入費に 3,589 万 9,000 円を計上したものでございます。

議案第 98 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,708 万 4,000 円と定めたものでございます。

補正予算の主なものとしては、歳出において、当初工事請負費に計上しておりました上浜中央地区管路、水道施設等の工事を鉄道横断工事負担金として JR へ支出することになったため、予算の組み替えを行ったものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をいただき、御承認及び可決をくださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これからそれぞれの所管に対する担当部長の補足説明を行います。

最初に総務部長。

総務部長（須田正彦君） 報告 1 号平成 17 年度にかほ市一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明をいたしたいと思っておりますので、2 ページ目をお開きいただきたいと思います。

提案説明は市長のほうからしていただいておりますけれども、工期について、今のところ寒沢川の橋梁のかけかえの工事については、7 月 31 日の工期の予定になっております。2 つ目の象潟中学校の建替事業（屋内運動場）でございますけれども、このものについては、19 年の 3 月 15 日を工期といたしているところでございます。また、社会教育費のコミュニティセンターサッシ取替工事等のほか勤労青少年ホーム体育館の外壁補修工事については、4 月 28 日に完成をいたしたところでございます。保健体育費の中の象潟学校給食共同調理場の建替事業でございますけれども、このものについても工期が 19 年の 3 月 15 日の予定といたしておるところでございます。

続きまして、公共下水道の特別会計分でございますけれども、このものについての工期は、公共下水道については 7 月の 31 日を工期の予定といたしているところでございます。

また、議案第 86 号、87 号については特にございません。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 88 号に対して市民部長。

市民部長（池田史郎君） 私のほうから、議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計の補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認についての補足説明をいたします。

初めに申し上げますが、老人保健特別会計は、当年度の支払基金交付金、国庫負担金等の収入は、前々年度の実績による概算交付であります。その交付金の過不足分は翌年度に精算されるということになっております。平成 17 年度の老人保健特別会計は、国庫負担金 3,376 万 9,000 円、県負担金 275 万 8,000 円の歳入不足となり、歳入歳出差し引き不足額が 2,562 万 8,092 円となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づきまして、翌年度の歳入を繰り上げ充用をして処理しなければならず、平成 18 年度老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を行ったものであります。

初めに、歳入でございます。6 ページをごらんください。2 款 1 項 1 目 2 節の過年度分 3,376 万 9,000 円は、国庫負担金の平成 17 年度の不足分でございます。3 款 1 項 1 目 2 節の過年度分 275 万 8,000 円は、県負担金の平成 17 年度の不足分でございます。国と県合わせまして 3,652 万 7,000 円の歳入補正となっております。

次に、7 ページの歳出でございます。2 款 1 項 1 目 23 節の償還金利子及び割引料 442 万 8,000 円は、平成 17 年度での過収入分、いわゆるもらい過ぎた分を支払基金に戻すためのものがございます。2 款 2 項 1 目 28 節の一般会計繰出金 647 万 1,000 円は、これも平成 17 年度でもらい過ぎた分を一般会計に戻すものがございます。予備費は端数整理の関係でございます。4 款 1 項 1 目 22 節の前年度繰上充用金 2,562 万 9,000 円は、初めに申し上げましたとおり、平成 17 年度の歳入歳出差し引き額が 2,562 万 8,092 円の歳入不足となるため、平成 18 年度予算から繰り上げ充用して処理するためのものがございます。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 89 号から議案第 90 号に対しての補足説明、総務部長。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 8 ページをお開きいただきたいと思います。今回、税源移譲による税率改正は、地方にできることは地方にとの考えのもとに、いわゆる皆様御承知のような三位一体の改革の一環として、国から地方への 3 兆円規模の税源移譲を実施するために、今回新たに税制改正を行うものがございます。

個人市民税と所得税を合わせた個人の税負担は、税源移譲前後で極力変わらないよう所要の措置を講じているのが今回の主な改正点の中身となっております。

では、8 ページをお開きいただきたいと思います。地震保険料控除の創設ということで、条文が 34 条の第 2 ですけれども、地震保険料を新たに創設したものでございます。なお、地震保険料の 2 分の 1 を控除といたしまして、限度額を 2 万 5,000 円と定めております。また、経過措置といたしまして、平成 18 年 12 月末までの契約締結した損害保険料については、従前どおり控除額が 1 万円が適用されることになっております。

2 つ目の大きな改正点でございますけれども、所得割の税率の改正でございます。皆様のお手元

のほうに議案の説明資料の4ページをお開きいただければわかりやすくなっておりますけれども、現在の課税標準額は、市民税につきましては3%、8%、10%の3段階の所得割の税率を一律6%にフラット化するものでございます。適用は19年度以降になりますけれども、退職所得の分離分については、平成19年の1月1日以降の支払い分から適用することになります。

こうした三位一体の改革に伴う地方税の影響ですけれども、17年度ベースの所得で計算いたしますところによりますと、約2億6,400万ほどが市民税に加算されることになろうかというふうに考えているところでございます。

次に、変動所得、臨時所得の平均課税方式の廃止でございますけれども、変動所得、例えば印税、そして作曲料、原稿料等でございますけれども、こうした臨時所得と変動所得を平均課税方式を平成18年度をもって廃止するというところでございます。このものについては、本町にはほとんど影響がないのではないかなというふうに考えられます。

それから、次に、人的控除の差に係る調整控除の創設でございます。所得税から市民税の税源移譲に伴いまして、個々の納税者の税負担が変わらないよう、所得税と個人住民税の税負担を調整し、減額措置を講じるため、新たに創設したものでございます。

なお、控除額を調整し、負担増とならないよう減額措置を特に講じておりますので、参照していただければありがたいなというふうに思います。

参考のために、基礎控除が現在、所得税は38万でございますけれども、33万の市民税に対するそうした調整控除を設けるということの考え方でございます。

なお、個人市民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合、所得税との人的控除額の差額を合算とした額と課税金額のいずれかの小さい額の3%を税額控除することになっております。

また、同じく合計所得金額が200万円を超える場合、課税所得金額から200万円を引いた額を人的控除額の差額を合算した額から引いた額ということで、5万円をくだらない場合は5万円でございますけれども、3%を控除すると。ただし、最低の金額を1,500万未満の場合は1,500円という考え方で、今回新たな改正を行っております。

それから、配当割額、株式等譲渡に係る所得割額の控除ですけれども、このものについては平成20年度から乗ずる率を100分の68から5分の3に改正したものが主な改正点の中身になっております。

次に、市たばこ税の税率を1,000本につき321円、旧3級品は152円引き上げるものでございます。旧3級品というのは、「ゴールデンバット」「しんせい」等でございますけれども、こうしたものについては適用年を18年の7月1日以降に売り渡しが行われた製造たばこから適用することになっております。

次に、住宅ローンの減税控除額の残額に対する市民税の所得割額からの控除の適用が新たに今回策定されております。現在は所得税だけに適用されている住宅借入金等の特別控除について、個人市民税の振り替えに伴い、所得税額の減少により所得税から控除されるべく減税額に、残額がある場合でございますけれども、一定の金額につきその5分の3を翌年度の個人市民税の所得額から控除するものでございます。

なお、県民税も5分の2控除することになっております。このものについては11年から18年度までに入居した者に限るといふうにうたわれております。

次に、肉用牛の売却についてですけれども、このものについては、本市には特に影響がないといふうに思われますので、省略をいたします。

土地の譲渡に係る個人市民税の所得割の課税でございますけれども、土地譲渡に係る事業所得の課税の特例について、税率を9.0%から7.2%に引き下げるものでございます。このものについても適用は平成19年度からの予定でございます。

また、長期譲渡に係る課税の特例でございますけれども、このものについては税率を3.4%から3%に引き下げるものでございます。

次に、優良宅地造成等による土地の譲渡の課税の特例でございます。優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の課税の特例でございますけれども、課税の譲渡所得金額が2,000万円以下の場合は、税率を2.7%から2.4%に引き下げるものであります。また、2,000万を超えるものについては、3.4%ということでありましたけれども、3%に引き下げるものでございます。

居住用の財産の譲渡の課税の特例でございます。このものについては2.7%から2.4%に、6,000万未満の場合は2.7から2.4に引き下げになります。また、課税標準額が6,000万を超える場合でございますけれども、162万の控除と6,000万を控除した額に3.4%を掛けたものを引き下げるという形に、今回3%にそれも引き下げの形になるものでございます。

それから、短期譲渡でございますけれども、このものについては、国等以外に譲渡した場合ですけれども、6%から5.4%に、そして国に譲渡した場合は3.4%から3%にそれぞれ税率を引き下げているのでございます。

次に、株式等の譲渡に係る課税の特例でございますけれども、このものについては、3.4%から3%に税率を引き下げるものでございます。

それから、上場株式等の譲渡の課税の特例でございますけれども、上場株式等を譲渡した場合の課税の特例について、税率を2.0%から1.8%に引き下げるものでございます。このものにつきましては、本市にいたりましては、今のところ18年度の課税ベースで計算しますと、約27万2,000円の減額になる予定でございます。

それから、条約適用利子等及び配当等にかかる個人市民税の課税の特例でございますけれども、このものについては、日本での居住者が条約相手国との間で課税上の取り扱いの異なる事業主体を通じて支払いを受ける投資所得、つまり配当、利子、使用料等著作権、または特許等もありますけれども、こうした課税の取り扱いを明確にするための措置を講じたものでございます。

個人市民税の負担軽減に係る特例ということで、個人市民税を一律6%の課税に伴い、平成18年度をもって税の負担軽減の特例措置でございますけれども、定率減税分でございますけれども、18年度をもって廃止する条文が今回盛り込まれております。この影響が、今回試算してみましたところ、18年度では約4,770万8,000円ほどでございますけれども、こうしたものの特例が廃止される予定になっております。

主な市民税の改正点は以上でございます。

次に、議案第 90 号国民健康保険条例の一部改正を補足説明をいたしたいと思ひます。

第 1 点目は、第 2 条の第 3 項及び第 13 条中の第 1 項中でありますけれども、「8 万円」を「9 万円」に改める条文でございます。このものにつきましては、国民健康保険法の施行令の一部を改正する政令が平成 18 年 4 月 1 日に施行されており、介護納付金の動向を踏まえて、介護納付金に係る課税限度額を今回 1 万円、現行が 8 万円でございますけれども、9 万円に引き上げるものでございます。

2 つ目といたしまして、附則の第 3 項中がございますけれども、「公的年金等に係る所得について」云々のくだりの改正ですが、地方税法の改正に伴いまして、平成 18 年度より適用された 65 歳以上の公的年金等の見直しでございますけれども、140 万から 120 万に引き下げております。こうしたことに伴いまして、国民健康保険税の負担が増加する被保険者について、急激な負担を緩和するために、段階的に本来負担すべき保険税額に移行できるように、今回、平成 18 年、19 年度の 2 ヶ年間に於いて、保険税の所得割額の算定及び保険税の軽減判定の際に、特別控除を適用させる経過措置を講じたものでございます。現在までは、こうしたものについての特別控除は現行ではございませんでしたけれども、平成 18 年度は 13 万円、平成 19 年度は 7 万円を控除するというものでございます。

附則の第 13 項を削りまして、今回、合併に伴いまして介護納付金の課税額を、平成 18 年 3 月 31 日まで不均一課税といたしてございましたけれども、今年度より均一課税への改正に伴って、この条項を削除するものでございます。

次に、条約適用利子等に係る国保税の課税の特例でございます。このものについては、日本での居住者が、条約相手国との間で課税上での取り扱いの異なる事業主体を通じて支払いを受け、投資所得、つまり利子、配当、使用料等につき、課税の取り扱いを明確にするための措置でございます。脱税の防止並びに二重課税の排除等を目的に、今回新たな条文が加えられております。このものについては、特に本市においては影響がないものでないかなというふうに考えております。

次に、平成 18 年・19 年度分の公的年金等の所得に係る国保税の減額の特例でございます。軽減判定の特別控除ということで、平成 18 年度の公的年金の控除の引き下げが 140 万から 120 万に引き下げられておりますけれども、激変緩和措置といたしまして、平成 18 年度は 28 万円、平成 19 年度は 22 万円に特別控除を設けるものでございます。

なお、平成 18 年度は 28 万円のもの、現行では 15 万円でございますけれども、13 万円の特別控除額が特に加えられております。また、19 年度については 7 万円の特別控除額が増額になっております。

次に、平成 18 年度・19 年度の国保税に係る所得割額の算定の特例でございますけれども、このものについては、先ほど申し上げたように、13 万円と 7 万円の特別控除が設けられたものでございます。

次に、別表の第 1 から別表の第 4 までを次のように改めるということで、今回、国保税の税率の改正でございます。

別表をお開きいただきたいと思ひます。現行の合併に伴う不均一課税において、金浦地域につい

ては、保険給付費が年々増加してきているのは御承知のとおりでございます。国保事業の財政運営が現在非常に厳しい状況であることから、平成 20 年までの統一までの経過措置といたしまして、国民健康保険税率の引き上げにより、国保財政を立て直したいというふうに考えております。健全な財政運営を図るためには、平成 16 年度の大規模な引き上げで最も税率の高い象潟については、その後、国保世帯数、被保険者数とも減少傾向にあることから、医療費の伸び率も低くなっていることから、繰り越しもまたふえております。こうしたことに伴いまして、象潟地域については引き下げを行うなど、3 地域の均衡を図ることを目的に、今回新たに税率を改正したものでございます。

なお、金浦地域につきましては、平成 17 年度に一般会計から基準繰り入れ以外の 2,500 万円を繰り入れし、赤字分を補てんしております。平成 18 年度は、財政調整基金をすべて取り崩しての予算措置をしていることから、この金額相当分を今回の税率改正で賄う予定でございます。

今回、金浦地域については、所得割額を現行は 100 分の 6.1 でございますけれども、100 分の 8.3 に引き上げることにいたしております。また、資産割額は、仁賀保地域と同じように 100 分の 14.0、現行は 100 分の 26 でございますけれども、資産割額については引き下げる予定にいたしております。均等割額につきましては、現行が 2 万 1,000 円でございますけれども 2 万 6,000 円に、平等割額は仁賀保地域と同じように、現行が 2 万 7,800 円を 3 万 1,000 円に引き上げるものでございます。

また、象潟地域については、所得割額を現行の 100 分の 9.5 から 100 分の 9.0 に引き下げる予定でございます。資産割額は、仁賀保地域と同じように、現行の 100 分の 30.0 を 100 分の 14 に、そして均等割額も仁賀保地域と同じように、現行の 3 万 2,000 円を 2 万 9,000 円に引き下げる予定でございます。平等割額につきましても、現行の 3 万 6,000 円を 3 万 1,000 円に引き下げるものでございます。

なお、象潟につきましては、1 世帯当たりの年税額が 18 万 533 円から 15 万 7,635 円で、2 万 2,898 円の減の予定でございます。また、1 人当たりの平均の年税額につきましては、8 万 6,242 円から 7 万 5,304 円にということで、1 万 938 円の減でございます。

なお、金浦地域につきましては、1 世帯当たりが 12 万 2,508 円から 14 万 7,799 円で、2 万 5,291 円の 1 世帯当たりの増というふうになります。なお、1 人当たりは 6 万 2,291 円から 7 万 5,151 円ということで、1 万 2,860 円ほどの増になる予定でございます。

なお、仁賀保地域については、所得割額が 100 分の 9.0、資産割が 100 分の 14、均等割が 2 万 9,000 円、平等割が 3 万 1,000 円と、昨年と同様の税率であります。1 世帯当たりが 16 万 1,990 円、1 人当たりが 8 万 914 円の税率の算定の予定でございます。

次に、別表の第 2、第 4 の介護納付金の基礎課税額の保険税率表及び減額表の改正でございます。介護納付金の課税につきましては、平成 18 年度に統一することにいたしております。金浦及び仁賀保地域の決算状況では赤字が見込まれることから、税率の引き上げが必要と判断される状況でございます。象潟地域の税率、所得割 100 分の 1.8、均等割 1 人 1 万 5,000 円に統一して、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、仁賀保地域については、所得割額を現行の 100 分の 1.2 から 1.8 というふうに引き上げになる予定です。均等割額も 4,000 円ほどの引き上げになる予定でございます。

金浦地域については、現行の所得割額を 1.3 から 1.8 ということで、また、均等割額を 1 万 3,800 円から 1 万 5,000 円に引き上げる予定でございます。

以上が主な国保税の改正点でございます。

議長（竹内睦夫君） 所用のため 11 時 15 分まで休憩します。

午前 11 時 05 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 4 から日程第 17 までの議事を継続いたします。

次に、議案第 91 号に対する補足説明を健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 議案第 91 号について補足説明いたします。

にかほ市児童館のうち、大竹児童館は昭和 45 年に開設、前川児童館は昭和 50 年に開設いたしております。それぞれ大竹保育所、前川保育所として運営してまいりましたが、平成 14 年に両保育所につきましては、勢至保育園に統合され、施設が閉鎖されており、児童館としての役割は終了したものであります。一方、若葉児童館は、昭和 41 年に開設しまして、水岡地区の自治会館として現在活用しておりますので、設置条例から削除するものであります。

なお、児童福祉法に基づく県知事への廃止届は、平成 18 年 5 月 15 日付をもって廃止妥当として受理されているものであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 92 号に対する説明を、総務部長。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 92 号について補足説明いたします。

秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことから、今回提案をさせていただいております。同組合から能代市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町及び峰浜村を脱退させ、能代市、三種町及び八峰町を加入させるため、今回 290 条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 93 号に対する補足説明を、産業部長。産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 93 号についての補足説明を行います。

平成 15 年の地方自治法の一部改正により、これまでの公の施設の管理運営委託制度は時限的に本年の 9 月 2 日以降は廃止され、その後は指定管理者制度への移行か、または直営施設に戻すかのいずれかを選択しなければならないこととなりますが、さきの定例市議会におきまして、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を可決いただいたところでありまして、この条例に基づきまして、これまでの実績を初め、経営のノウハウによる専門性、技術、人材と雇用の状況、そして商品取引における地域経済への波及効果等を勘案し、両公社は地域に密着していることから、公

募によらない候補者を選定することにしまして、道の駅象潟ねむの丘は、財団法人にかほ市開発公社を、また、にかほ市温泉保養センターはまなすは、株式会社金浦観光開発公社をそれぞれの指定管理者に指定しようとするものであります。両公社からは、5月15日付で指定管理者指定申請書が提出されておりまして、5月29日に、委員5人による指定管理者選定委員会を開催いたしているところであり、両公社を指定管理者とすることは適当であるとの御意見をいただいているところであります。

また、指定の管理期間につきましては、両施設とも本年の8月1日から23年の3月31までの4年と8ヵ月間であります。

なお、今定例市議会で可決いただきますと、今後は、指定管理者と業務の具体的事項について協議を行って、指定管理者協定書を取り交わすこととなりますが、その主な内容は、指定期間全体の基本的な協定を締結する基本協定書と、年度ごとの指定管理料を定める年度協定書の2種類の協定書を締結いたしたいと考えております。基本協定書には、施設の管理者として事業の内容等を把握できる報告書やその提出期限、管理経費の額とかその支払い方法、物品の帰属、リスク管理や責任の分担、個人情報保護等々管理業務実施に当たっての詳細な事項についての協定内容としまして、また、年度協定書には、指定管理料のほかに、市の責任において施工すべき大規模改修とか、増改築等の費用等々についての協定内容にいたしたいと考えております。

指定管理料についてであります。財団法人にかほ市開発公社については、これまでも市からの管理運営委託料の支払い等はありませんで、条例に定めた施設の使用料と利用料の収入、また、商品の販売手数料等により営業を行ってきておりますので、指定管理料はこれまでと同様に考えております。また、株式会社金浦観光開発公社につきましては、平成18年度については、年度途中での指定管理者制度への移行でありますので、今年度につきましては、管理委託料を指定管理料というふう読みかえ、また、条例に定める同施設の使用料については、その収納額を市へ納入するものとして、これまでと同様の内容で協定いたしたいと考えております。

なお、平成19年度以降の指定管理料につきましては、前年度等過年度分の営業実績等を勘案しながら、公社の営業努力をそぐことのないような適正な指定管理料を設定いたしたいと考えております。

以上で議案第93号の補足説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第94号、並びに議案第95号に対する補足説明を、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第94号市道路線の廃止について補足説明をいたします。

廃止する路線ですが、路線番号金-162号です。

39ページの図面をお開き願います。左上の赤石集落内を縦貫している金浦中央線、旧国道7号付近を起点とし、前川を經由し、大竹集落の大竹中央線、多目的集会施設ふくじゅ館付近までの間の金浦・大竹線を廃止するものであります。13年度から17年度の5ヵ年間事業で道路改良、バイパス工事をしておりましかれども、完成したことから認定のし直しをするために、一たん廃止するものであります。延長が3,202.4メートルということになります。

続いて、議案第95号について説明いたします。市道路線の認定についてであります。認定として

は、金浦地区が2路線、仁賀保地区が4路線、象潟地区が1路線の7路線であります。

41ページの図面をごらん願います。金浦・大竹線の認定は、道路改良バイパス部分822メートル、工事が改正したことによりバイパス部分を含めた路線を新たに認定するものであります。延長が3,182.4メートル、幅員5.5メートル、種別としては1級路線でございます。

2番目に、前川9号線の認定であります。真ん中付近の前川付近のところにありますけれども、金浦・大竹線のバイパスが完成したことにより、取り付け部分を含めた旧道部分を新たに認定するものであります。延長が512メートル、幅員5.5メートル、種別が3級というふうになります。

42ページをお開き願います。仁賀保地区の立居地・堺線の認定は、県道小出金浦線道路整備に伴いまして、立居地バイパス改良工事が完成したということで、旧道なる区間1,290メートルを旧仁賀保町としても引き継ぐこととしておりましたので、今回認定議案を提出するものであります。平沢小出2号線から西へ、金浦地区のほうへ1,290メートルということであります。

次に、43ページの図面をお開き願います。仁賀保地区室沢の国道の農協倉庫南側とすずらん通りの間に三光不動産が宅地造成しておりましたけれども、それに伴いましての寄附採納願いによる認定であります。仁 - 1058号線は延長が91.6メートル、それから仁 - 1059号線は延長が49.1メートル、仁 - 1060号線は延長が65.9メートルというふうになっております。

続いて、44ページをお開き願います。象潟地区であります。これも三光不動産による象潟地区の上狐森地内の宅地開発に伴う市道の認定であります。象 - 松ヶ丘北線ということで、延長が163メートルでございます。幅員が6メートルということであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第96号に対する補足説明、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第96号の補足説明をいたします。

これまで双方の加入しております自動車共済保険会社を通しまして交渉した結果、事故原因が交差点における市側の公用車の運転手の安全確認不十分によるものが大ということで、過失割合が、市側が85%、対して相手側が15%ということで、相手側の車の損害額が9万6,000円でございますけれども、その85%ということで8万1,600円の賠償額が確定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第97号の総務部に関することは総務部長に補足説明をお願いします。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 初めに、総務部関係からの歳入の補足説明をいたします。

9ページをお開きいただきたいと思っております。15款3項の委託金は、いずれも権限移譲に伴う県からの事務委託金4件分で8万円でございます。

16款2項1目の1節ですけれども、土地売払収入4,394万1,000円の内訳といたしまして、にかほ市平沢字平森112の2、面積が2,358平米の土地の売り払い代金3,589万9,000円であります。歳出において詳しく説明いたしますが、土地開発基金からの買い取り金額と同額を計上いたしております。ほかに、にかほ市飛字餅田13の11、金浦臨海工業団地1区画1,000平米を783万4,000

円と、にかほ市象潟町大砂川字下橋 38 の法定外の公共物ということで、道路でございますけれども、33.24 平米で 20 万 9,412 円ということで、今回その 3 件分で土地売払収入を計上いたしております。

16 款 2 項 1 目 3 節上浜地区財産売払収入は、にかほ市象潟町大砂川字下橋 17 の 33 の宅地 55.39 平米を 50 万 5,156 円であります。なお、このものにつきましては上浜が 90% で 45 万 5,000 円、そしてにかほ市が 10% 分ということで 10 万円でございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。18 款 1 項 1 目特別会計の繰入金につきましては、議案第 88 号の補正予算を専決処分いたしましたので、老人保健の特別会計からの前年度精算金として繰り入れるものでございます。

19 款 1 項 1 目の繰越金は、前年度繰越金の可能額として 2,616 万を計上いたしておりますけれども、冒頭で市長のほうから行政報告がありましたけれども、今年度の繰り越しの見込みは約 3 億 2,400 万ほどの見込み金額でございます。

20 款 4 項 6 目 1 節でございます。雑入でございますけれども、このものについては議案第 96 号で御説明しました交通事故に伴う市の公用車と相手側の車両の自動車損害共済金として過失割 85% と 15% に伴う相手方からの分も含めた公用車の賠償金ということで、12 万ほどの雑入でございます。また、土地改良区費の総代の補欠選挙費は、上浜地区の総代 2 名を補充するための選挙費の費用に対する歳入分でございます。

以上が総務部関係の歳入でございます。歳出もいけばいいですか。

議長（竹内睦夫君） 一緒に。

総務部長（須田正彦君） 次に、歳出を御説明いたします。

11 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目の 11 節でございます。印刷製本費は、旧 3 町とにかほ市の平成 17 年度事務報告書の作成費でございます。19 節の集会施設整備費補助金は、塩見町内の集会施設の改修としてということで、屋根のかわらのふきかえでございますけれども、約 135 万ほどの 3 分の 1 の補助金ということで 45 万を今回計上いたしております。

2 款の 1 項 2 目 25 節の財政調整基金の積立金は、由利海岸林の再生プロジェクトに対する T D K からの御寄附でありますけれども、8,000 万を積み立てるものでございます。現在、財政調整基金の積み立て額は 5 億 4,000 万 1,000 円でございますけれども、これは 4 月 1 日現在でございますけれども、このものに 8,000 万を今回積み立てるものでございます。

2 款 1 項 4 目の財産管理費の補正は、歳入でも若干御説明いたしましたが、にかほ市平沢字平森地内にある土地開発基金で管理しております市有地の 2,358 平米の売却処分に関するものでございます。当該土地は、旧仁賀保町において平成 8 年 9 月 17 日に町道長磯三森線道路改良事業とあわせまして、将来の国体の駐車場用地の目的として土地開発基金を用いまして、3,589 万 8,448 円でございますけれども、先行取得した土地でございます。国体開催を来年に控えまして、仁賀保庁舎前に当該土地より条件のよい土地を確保したため、駐車場として整備をすることがなくなったことから、今回売却するものでございます。また、地理的、面積的に考慮しても、現在、市の具体的な公共施設用地として活用する計画がございませんので、今日の財政状況や経済状況を考慮し、当該土地に隣接する市の普通財産 278 平米も含めまして、あわせて 2,636 平米の土地を売却処分する方

向で考えております。

なお、処分の方法といたしましては、現在複数の民間業者からの購入希望の意向がありますが、公募による一般競争入札による売却を考えております。今回、補正予算に計上しておりますのは、当該土地の売却価格を算定するための不動産鑑定の実委託料も32万9,000円、そして当該土地と隣接土地の境界確認のための測量業務委託料も24万5,000円及び土地開発基金から買い取る費用としての公有財産購入費3,589万9,000円を今回予算計上いたしましたものでございます。

2款の1項5目の19節の分与金は上浜地区の財産売り払い収入でございます。

それから、2款の1項8目22節の賠償金は、先ほど申し上げましたように、賠償金の金額でございます。支払金が85%で8万2,000円ほどでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。9款1項5目13節の防災無線の移設の実委託料は、仁賀保地域の4集落の会長が交代したことにより、移設が必要となったことによるものでございます。20節の扶助費は、記載のとおり罹災者が、今回象潟地区で火災が起きておりますけれども、こうした方々への見舞金の増額補正でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管について御説明を申し上げます。

歳入についてであります。7ページをお開きください。14款1項1目1節の社会福祉費負担金150万円は、更生医療の給付費分であります。それから、5節の被用者自動車当負担金は、国の費用負担割合が10分の9から10分の8に、7節の非被用者児童手当負担金につきましては、6分の4から3分の1に改正されたための減額補正であります。それから、8節と9節につきましては、支給年齢が引き上げられたことによりまして、「小学校第3学年終了前」とあったものを「小学校終了前」に名称を変更いたしました。減額につきましては、それぞれ6分の4が3分の1に改正されたものであります。

同じく7ページ、14款2項1目1節の社会福祉費補助金46万円は、身体障害者日常生活用具給付費分23万円と、精神障害者に対しますヘルパー派遣等の支援費分23万円であります。

それから、8ページをお開きください。15款1項1目の5節被用者児童手当負担金は、国と同様に、県の費用負担割合が県の場合は10分の0.5から10分の1に、6節の非被用者児童手当負担金につきましては、6分の1が3分の1に改正されたための増額補正であります。7節と8節につきましては、国庫補助金と同様、名称変更をしたことと県の費用負担割合増額による補正であります。

同じく8ページの15款2項3目1節の保健衛生費補助金34万2,000円の減額は、説明欄の事業が障害者自立支援法の制度に移行されたために、県からの補助金を減額したものであります。

続いて、歳出についてであります。

12ページをお開きください。3款1項3目の身体知的障害者福祉費12節役務費47万2,000円ですが、これは障害者自立支援法が本年の10月から、サービス体系も含めた本施行となるために、在宅障害者及び施設入所者の障害程度の区分を認定するために、主治医の意見書作成のための手数料であります。それから、13節の実委託料831万3,000円の減額ですが、これは進行性筋萎縮症

者療養給付費等の委託料を扶助費に、下の欄の扶助費に組み替えたものが主なものであります。それから、20節の扶助費の更生医療給付費300万円ではありますが、これは人工股関節置換術1人分として新規に発生したためのものであります。それから、日常生活用具給付費46万2,000円は、重度障害者用の意思伝達装置、これを希望する方がありまして、新規に申し出があったために計上したものであります。

それから、5目の介護保険事業の13委託料65万円ではありますが、これは税制改正に伴いまして、介護保険料の激変緩和措置対象者を把握するためのプログラム作成にかかわる経費であります。

それから、6目の地域包括支援センター事業費の12節役務費18万円につきましては、新介護予防給付実施に伴いまして、地域に包括支援センターと市内にあります8カ所の事業所と、また、介護保険関係の請求行為のために国保連合会と専用回線で結ぶための回線利用料であります。

それから、13ページですが、3款2項1目の児童福祉総務費の20節扶助費2,303万1,000円の増額は、歳入でも申し上げましたが、支給対象年齢を、小学校3学年終了時から小学校終了時まで引き上げることに伴いまして増額補正したものであります。

同じく13ページ、4款1項2目の母子保健事業費の13委託料70万円ですが、これは今年度から新たに始まりました5歳児健診実施に伴いまして、健康管理システムの変更にかかわる経費であります。

それから、4目の精神保健事業費の19節負担金補助及び交付金ですが、交付金の45万9,000円の減額であります。12ページ3款1項3目の身体知的障害者福祉費の扶助費と、それから扶助費の精神障害者居宅支援費45万9,000円を組み替えしたものであります。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 8ページをお願いいたします。産業部の関係でありますけれども、15款県支出金2項県補助金の4目農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金100万円でありますけれども、これはJA秋田しんせい仁賀保支所に百彩館というのがありますけれども、その百彩館利用者協議会が地場農産物を使用した加工製品の製造施設を建設したいというようなことでありまして、県からの補助金100万円あります。

それから、その下の9ページの3項委託金4目農林水産業費委託金の1節の林業費委託金と3節の農業費委託金、それぞれ2万円ありますけれども、権限移譲に伴う県からの事務委託金であります。

歳入は以上ですけれども、次、歳出の13ページをお願いいたします。13ページの下段になりますけれども、6款農林水産業費1項3目農業振興費19節の200万円ありますけれども、百彩館利用者協議会が事業費、これは建物と備品が入っておりますけれども、総額500万円で、同館の敷地内に地場農産物を使用した野菜とか花卉の直売を初めとする菓子とかクッキー、惣菜等の加工品を、年間を通して販売できる製造施設を建設するものでありまして、県の補助金と同額の対応額をつけて200万円を補助するものであります。

裏のページの14ページになります。2項林業費の1目林業総務費22節250万3,000円につきま

しては、これは当初予算で、県営林道の太郎ヶ台線開設の今年度分 450 メートルにかかる道路用地等の立木補償費を存置項目として計上しておりましたが、調査が終了いたしまして、その額が確定したことにより計上するものであります。

この下の 7 款商工費 2 項観光費 2 目の 11 節需用費の中の修繕料 48 万 3,000 円ではありますが、これは仁賀保高原に建設されております風力発電の発電状況をひばり荘の中で観察できるパネルモニター、それとひばり荘入り口に展示しております 1 枚のブレードでありますけれども、これらは仁賀保高原風力発電株式会社から寄贈されたものでありますけれども、それぞれ故障または破損しておりますので、その修繕料を計上しているものであります。

以上で産業部関係の説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育費に関することは、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管補正予算の主なものについて補足説明いたします。

初めに、歳入ですが、8 ページ、15 款 2 項 7 目 4 節学校教育費補助金のうち、児童生徒学校生活サポート事業補助金 754 万 1,000 円についてでございますが、これは障害等により特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活の支援を目的として非常勤講師を配置するための事業費補助金でございます。

次に、歳出 14 ページでございます。10 款 2 項 1 目 7 節賃金 1,031 万 7,000 円でございますが、歳入で説明いたしました児童生徒学校生活サポート事業にかかわる臨時講師 9 名分の賃金でございます。

次、15 ページ、同じ款項目の 15 節工事請負費 200 万円でございますが、昨年、象潟小学校グラウンドフェンスの事業で残った部分、フェンスの高さ 3 メートル、長さ 42 メートル及び門扉の改修工事でございます。

次、16 ページ、10 款 4 項 10 目白瀬記念館管理費 7 節賃金 284 万円でございますが、これは受付・案内業務を委託しておりました温泉保養センターはまなすからの派遣社員が引き揚げることになりまして、新たに臨時職員を雇用するための賃金でございます。同じく 19 節負担金補助及び交付金 100 万円についてでございますが、これは白瀬記念館を核としたまちづくりイベントとして、金浦地区で毎年開催されてきておりました南極フェアに対する補助金でございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議会費に関することは議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 私のほうからは 11 ページになります。歳出の 11 ページでございます。3 節の職員手当で 113 万 3,000 円の減になりますが、これは新議員 4 名の 6 月補正の期間率が 30%になるということに伴いましての減額でございます。それから、4 節の共済費の 64 万 9,000 円の減額でございますが、これは標準月額報酬が 2,100 円安くなりました。それに伴っての減額でございます。それから、11 節需用費ありますけれども、24 万円、消耗品と書かれておりますが、これは議員の皆さん方の作業服の予算を見ております。それから 19 節でございますが、全国市議会議長会負担金になりますが、これは均等割が 37 万 8,000 円、人口割が 5 万 2,000 円の合計で 43 万円

という額でございます。それから、共済組合事務費負担金の減額の 344 万 5,000 円になりますが、これは大変申しわけなかったと思いますが、1 万 3,000 円の年額を月額 1 万 3,000 円と錯誤いたしました、今回おわびしながら減額補正させていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。議案第 98 号です。

産業部長（岩井敏一君） 農業集落排水特別事業会計の補正であります。

6 ページをお願いいたします。歳入におきましては、上浜中央地区の事業区域内に、新築に伴う新規加入者 1 件がありましたので、その受益者分担金の 8 万円を計上しておりまして、歳出はその下のページでありますけれども、15 節工事請負費につきましては、洗釜踏切の鉄道敷地内を横断する本管の埋設工事に当たり、JR と協議を行っておりますけれども、その部分の工事費は JR でやるというようなことで、19 節のほうへ負担金として予算の組み替え計上をするものであります。

それから、17 節の公有財産購入費につきましては、現在行っております地形的問題によりまして、道路への埋設工事ができないというようなことで、土地所有者との賃貸契約で本管の埋設工事を行っておりますけれども、土地所有者がどうしても買収してほしいという要望がありまして、27 平米分を購入いたしたく予算計上しているものであります。

それから、22 節の 5 万円につきましては、大砂川排水地の新設工事におきまして、用地買収につきましては当初予算で計上しておりますけれども、杉等の小さな木でありますけれども、約 20 本の立木補償費を今回補正計上するものであります。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これから議案第 86 号助役の選任についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 86 号助役の選任についての討論・採決を行います。

議案第 86 号助役の選任については人事案件です。本件は申し合わせにより討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） それでは、直ちに採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員、5 番宮崎信一議員を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、これより開票を行います。3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員、5 番宮崎信一議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人 3 番（市川雄次君）、4 番（池田好隆君）、5 番（宮崎信一君）立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、有効投票 23 票、無効投票なし。有効投票のうち、賛成とするもの 18 票、反対とするもの 5 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 86 号助役の選任については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 87 号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、1 番飯尾善紀議員の退場を求めます。

【24 番（竹内睦夫君）退場】

議長（竹内睦夫君） これから議案第 87 号監査委員の選任についての質疑を行います。質疑ござ

いませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから、議案第 87 号監査委員の選任についての討論・採決を行います。

議案第 87 号監査委員の選任については人事案件です。本件は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。討論を終わります。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は 22 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、6 番佐藤文昭議員、7 番佐々木正明議員、8 番小川正文議員を指名します。

それでは投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 投票箱については異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。6 番佐藤文昭議員、7 番佐々木正明議員、8 番小川正文議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人 6 番（佐藤文昭君）、7 番（佐々木正明君）、8 番（小川正文君）立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 22 票、うち有効投票 22 票、無効投票なし。有効投票のうち、賛成とするもの 19 票、反対とするもの 3 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 87 号監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（竹内睦夫君） 1 番飯尾善紀議員の復席を求めます。

【1 番（飯尾善紀君）復席】

議長（竹内睦夫君） 飯尾善紀議員に申し上げます。ただいま議案第 87 号について監査委員の選任について、同意することに決定いたしました。一言ごあいさつをお願いします。

【1 番（飯尾善紀君）登壇】

1 番（飯尾善紀君） 一言ごあいさつを申し上げます。

市長並びに議員の皆様におかれましては、私ごと推挙をしていただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。今後、その任にあつて懸命に努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 21 分 休 憩

午後 1 時 22 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18 議提第 5 号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定について及び日程第 19 議提第 6 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての 2 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 5 号及び議提第 6 号について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） それでは、議提第 5 号及び議提第 6 号についての提案理由を御説明申し上げます。

まず、議提第 5 号ですが、これはにかほ市会議規則の一部を改正する規則制定についてです。現在のかほ市市議会会議規則は、平成 17 年の 10 月に行われました合併後の初議会において可決され、現在に至っております。その当時、議員は 48 名の在任特例期間中であり、地方自治法第 112 条第 2 項の規定により、条例等の議員提案提出権は議員の定数の 12 分の 1 となっておりました。議員定数 48 名の在任特例期間中であれば、48 の 12 分の 1 ですから、4 名となっておりました。今回の一般選挙後の定数が 24 名となり、これを地方自治法第 112 条第 2 項の規定による 12 分の 1 に換算すれば 2 名となります。したがって、会議規則第 14 条には、条例制定等以外の議案の提出が規定さ

れておりますが、提出者のほかに2名以上の賛成が必要となっており、地方自治法第112条の規定よりも委員の数が多く必要とされており、今は不都合が生じております。したがって、今回、会議規則第14条中「2人」を「1人」に改めるものです。

続きまして、議提第6号です。これも同様にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてです。

この議提第6号についても、平成17年10月に行われました合併後の初議会において可決されております。先般の平成18年4月1日の行政機構の改正により、現在市民部が市民部と健康福祉部に、産業建設部が今は産業部と建設部に分かれております。これに伴いまして委員会条例を改正し、字句の訂正をするものであります。

なお、議提第5号及び議提第6号については、委員会付託が行われます以前の平成18年6月12日から施行するものとしております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議提第5号及び議提第6号の2件についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号及び議提第6号の2件について質疑を終わります。

これから、議提第5号の討論を行います。討論のある方の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから、議提第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第5号にかほ市議会会議規則の一部を改正する規則制定については原案のとおり可決されました。

次に、議提第6号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから、議提第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第6号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時27分 散会

